

8 直島町告示第73号

直島町週休 2 日工事実施要綱の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 31 日

直 島 町 長 小 林 眞 一

8 直島町規程第19号

直島町週休 2 日工事実施要綱の一部を改正する規程

直島町週休 2 日工事実施要綱(令和 7 年直島町規程第17号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線で示した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線で示した部分のように改める。

改正後	改正前
(経費の負担) 第13条 <u>土木工事標準積算基準による工事において、経費の補正を行わない。</u> _____ _____	(経費の負担) 第13条 <u>発注者は、当初設計で完全週休 2 日を達成した場合の補正を行い、休工日を確認し、完全週休 2 日を達成していないものは、休工日の実績に応じて変更設計を行うものとする。</u>

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。